

(4) 寄附金税制

主要国の寄附金に関する税制の概要（未定稿）

（2007 年 1 月現在）

	区分	寄附金の種類	税制上の取扱い	
			所得税（個人）	法人税
アメリカ	公益目的の寄附金	特に公益性の強い団体に対する寄附金 （連邦・州・地方政府等に対する公共の目的の寄附金も含む）	所得控除 （所得の 50％を限度）	損金算入 （所得の 10％を限度）
		その他の一定の公益団体に対する寄附金	所得控除 （所得の 30％を限度）	
	一般の寄附金	_____	_____	_____
イギリス （イングランド・ウェールズ）	公益目的の寄附金	チャリティに対する寄附金	寄附金の 22/78 相当額が税務当局からチャリティに給付される（ギフト・エイド）（当該給付額に相当する納税が必要）	損金算入
	一般の寄附金	_____	_____	_____
ドイツ	公益目的の寄附金	慈善、教会、宗教、学術目的及び特に奨励に値すると認められる公益目的の寄附金	所得控除（以下のいずれか大きい金額） ①年間総売上高と賃金等の合計の 0.2％ ②所得の 5％（慈善目的、学術目的及び特に奨励に値すると認められる公益目的の寄附金については 10％）	個人に準ずる
	一般の寄附金	_____	_____	_____
フランス	公益目的の寄附金	一定の公益組織・公益社団・公益財団及び贈与の受け取りを認められた宗教団体又は慈善団体等に対する寄附金	寄附金額の 66％につき税額控除 （寄附金額については、課税所得の 20％を限度）	寄附金額の 60％につき税額控除 （年間売上高の 0.5％を限度）
	一般の寄附金	_____	_____	_____
日本	公益目的の寄附金	国又は地方公共団体に対する寄附金	寄附金額－5 千円につき所得控除 （寄附金額については、総所得の 40％を限度）	損金算入
		指定寄附金		損金算入
		特定公益増進法人に対する寄附金		（一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠により、同額までを限度）
	一般の寄附金	認定特定非営利活動法人に対する寄附金	_____	損金算入（次の額を限度） 〔（資本金等の額×0.25％＋所得金額×2.5％）×1/2〕

(参考)諸外国の公益法人等及び税制上の優遇措置の概要(未定稿)

(2007年1月現在)

		アメリカ ^(注1)	イギリス ^(注2)	ドイツ ^(注3)	フランス ^(注4)
公益法人等	形態	非営利公益法人、非営利共益法人 非営利宗教法人 等	保証有限会社 等	登録社団、財団 等	届出非営利社団、公益社団 公益財団
	根拠法	州法(カリフォルニア州法人法典)	会社法 等	民法 等	非営利社団契約に関する1901年7月1日法 等
	法人格の取得	準則主義	準則主義	・登録社団:準則主義 ・財団:認可主義	・届出非営利社団:準則主義 ・公益社団:認可主義 ・公益財団:認可主義
非課税団体		・非営利法人であるといっても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・内国歳入法501条(c)等に定める非課税団体に該当するものとしてIRSの承認を受けた場合、非課税となる。(教会等は承認不要)	・チャリティ委員会により登録チャリティとして認定を受けた団体が非課税となる。	・非営利法人であるといっても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・法人税法5条1項に定める非課税団体に該当するものとして税務署の承認を受けた場合、非課税となる。	・非営利法人であれば非課税資格が認められる。 ・税務署が事後的に非課税となる要件を満たすか否かを判断する。
寄附金優遇団体		・非課税団体であるといっても直ちに寄附金優遇団体とされるわけではない。 ・下記に定める寄附金優遇団体に該当するものとしてIRSの承認を受けた場合、団体に対する寄附が優遇される。	・非課税団体は寄附金優遇団体となる。 ・(下記に定める要件は非課税団体の要件と同じ)	・非課税法人であるといっても直ちに寄附金優遇団体とされるわけではない。 ・下記に定める寄附金優遇団体に該当する非課税団体として税務署の承認を受けた場合、団体に対する寄附が優遇される。	・非課税法人であるといっても直ちに寄附金優遇団体とされるわけではない。 ・下記に定める要件に該当する団体であれば、団体に対する寄附の優遇措置が認められる。 ・税務署が事後的に寄附金優遇団体となる要件を満たすか否かを判断する。
認定要件等		下記の内国歳入法170条(c)に定める要件を満たす団体であること。 ① 連邦、州、地方政府等 ② 501(c)(3)団体(公共安全試験団体を除く) ③ 共同墓地 等 このうち、代表的な団体である501(c)(3)団体は、さらに下記の要件を満たす団体として内国歳入庁に承認されること。 ① 宗教、慈善、科学、文学、教育、国内・国際アマチュアスポーツ振興、児童・動物の虐待防止を目的とすること ② 利益の分配を行わないこと ③ 残余財産を社員・出資者に分配しないこと ④ 過度なロビー活動を行わないこと ⑤ 政治活動に関与しないこと	下記の要件を満たす登録チャリティとしてチャリティ委員会に承認されること。 ＜目的一判例法により確立＞ ① 貧困の救済、教育の振興、宗教の振興、その他社会に有益な目的のうち1つに該当すること ② 他の者に対して援助等を提供するものであること ③ 特定の個人を対象としたものでないこと ④ 人類にとって有害なものでないこと ⑤ 違法なものでないこと ⑥ 政治的なものでないこと 等 ＜その他＞ ⑦ 独立した組織であること ⑧ 一般の人々に対する便益が会員に対する便益よりも優位性を有すること ⑨ 援助対象又は会員資格に条件を課さないこと ⑩ 残余財産の分配不可 等	下記の要件を満たす団体として税務署から承認されること。 ① 公益、慈善、宗教目的のいずれかに該当すること ② 残余財産は出資額を限度として構成員に帰属し、残りは団体の本来の目的のために使用されること ③ 団体財産を政党への直接的・間接的な支持に使用しないこと ④ 特定の者を優遇しないこと ⑤ 定款に記載された目的を排他的に、かつ、直接に行うこと ⑥ 租税優遇されるべき要件が備えられているか否かを定款に基づいて検討できる程度に定款の目的及び実現方法の記載が詳細であること	非課税団体(≠非営利法人)のうち、下記の要件のいずれかに該当する団体であること。(事後的に税務署が資格の有無を判断) ① 慈善、教育、科学、社会、人道、スポーツ、家族、文化的性格を有する公益的な団体・公益社団・公益財団であること ② 美術品の価値増進、環境保全、文化交流等に貢献する公益的な団体・公益社団・公益財団であること ③ 寄付・遺贈の授受を許可された宗教・慈善団体であること

(注1) アメリカでは、法人格の取得は州法により規定されているため、課税上の取扱いについては連邦税に係るものを記載しているが、非営利法人の法人格取得に係る規定については、カリフォルニア州の規定を例として挙げている。

(注2) イギリスについては、イングランド及びウェールズに関する制度について記載している。イギリスでは、会社法上の一類型である保証有限会社等を利用して公益目的の活動が行われていることから、非営利法人の一例として保証有限会社を掲げている。チャリティ委員会は、1960年チャリティ法により設置され、現在は1993年チャリティ法に設置根拠を持つ政府機関である。なお、2008年チャリティ法により、チャリティの定義が明文化され、新たにチャリティ法人制度が設けられた(いずれも施行は2008年の予定)。

(注3) ドイツにおける税務署は、連邦財務省と州財務省の共通の管轄において共有税や州税等の徴収を行う執行機関である。非課税団体・寄附金優遇団体の認定においては、連邦の定めた基準に基づいて審査を実施する。なお、ドイツにおける政党は非課税団体であるが、政党に対する寄附については特殊な扱いとなっており、個人による政党に対する寄附について一定額の控除が認められる一方、法人による寄附については控除できない。

(注4) フランスにおける税務署は、国の管轄に属する。なお、フランスにおいては非課税団体・寄附金優遇団体に係る事前の認定手続は無いが、申告等の段階において事後的に税務署が資格の有無を判断する。

寄附金(個人・法人)に関する日米の状況

未定稿

1. 寄附金総額推計

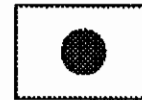
(2002年)

	日 本	アメリカ
個 人	2,189億円	22兆9,920億円
法 人	5,092億円	1兆5,255億円
合 計	7,281億円	24兆5,174億円

(出所) 内閣府経済社会総合研究所「ESRI Discussion Paper Series No. 126」

2. 家計調査からみた寄附金の額(個人)

*** 家計毎の1年間の平均的な寄附金の額 ***



2,575円

(出所) 総務省「家計調査年報(平成18年)《家計収支編》詳細結果表(総世帯)」

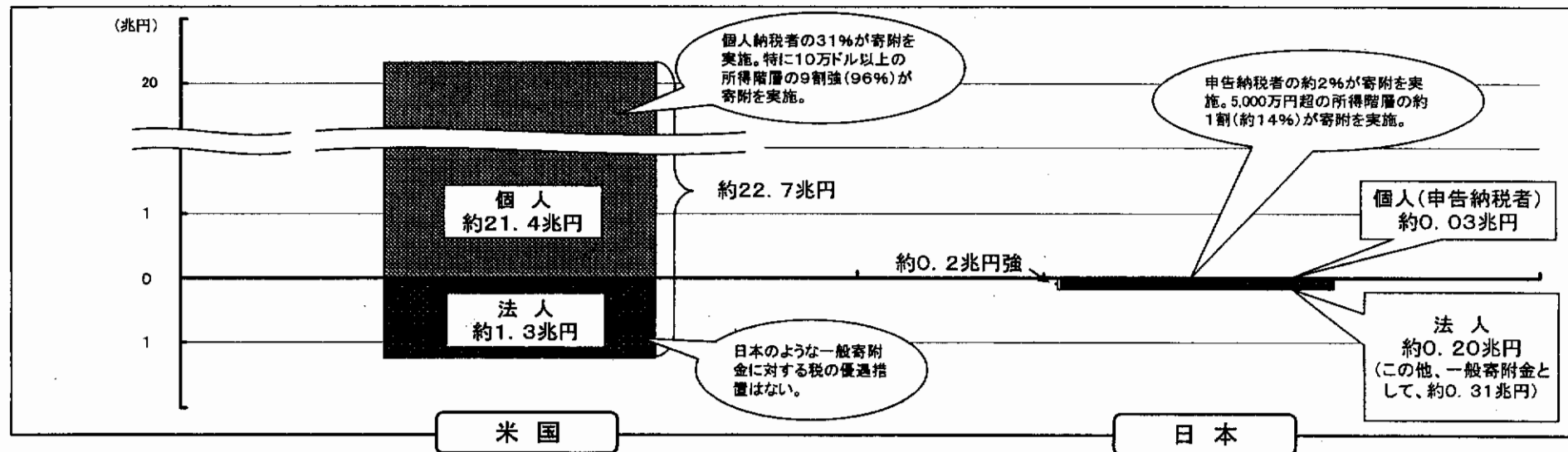


1,620ドル

(出所) Independent Sector財団(2001年)

3. 寄附金控除額

(2007年1月)

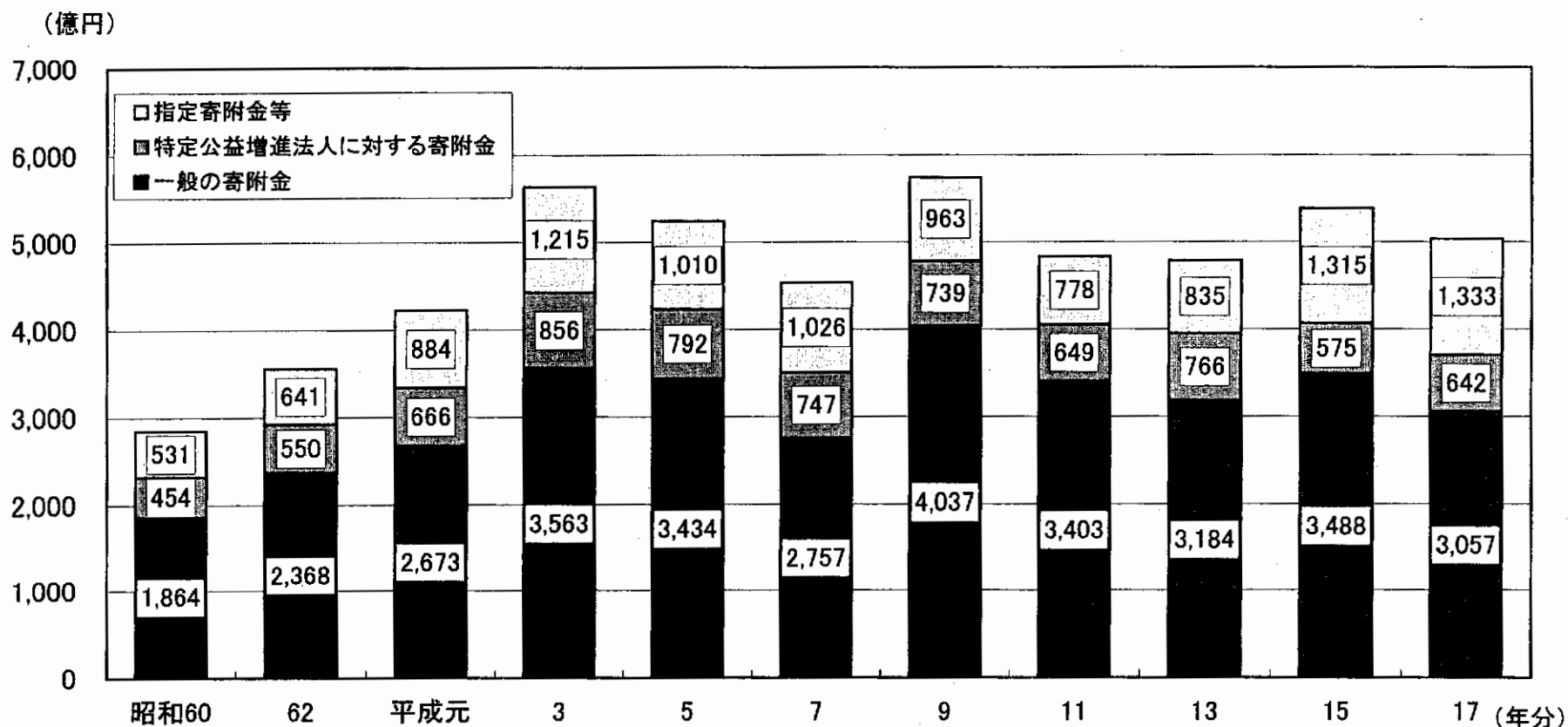


(注) 1ドル=117円(平成18年6月~12月の基準外国為替相場)

寄附金額は、個人及び法人の寄附金控除額である。なお、日本の個人の寄附金控除額は申告納税者の計算であり、還付申告者は含まれていない。また、米国の寄附金控除額には、宗教団体への寄附金分も含まれている。

(出所) IRS(個人は2005年、法人は2004年)、国税庁(平成17年)

法人の寄附金の支出状況

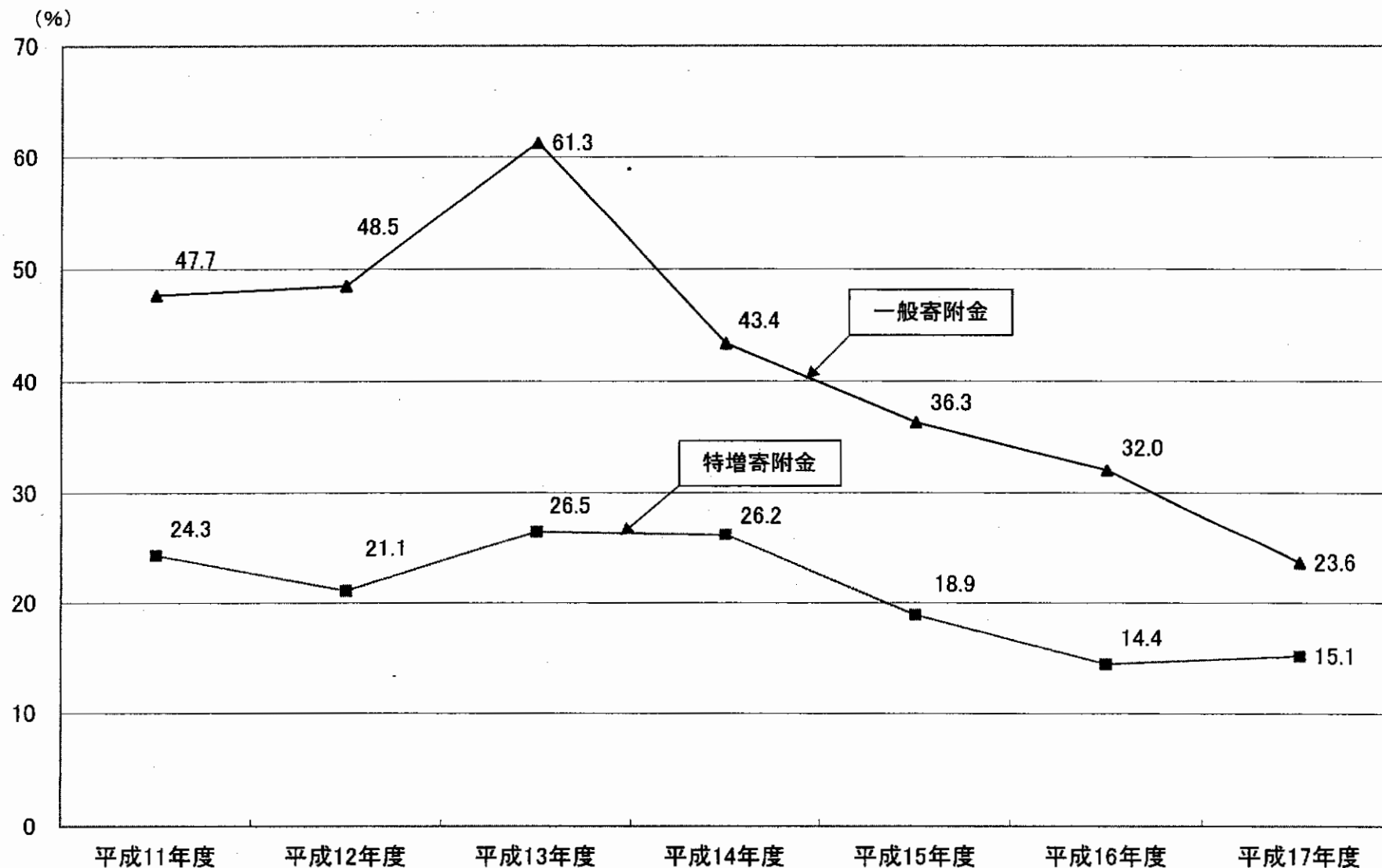


総支出金額 (法人数)	2,850 (145,850)	3,559 (162,117)	4,223 (177,262)	5,634 (205,689)	5,236 (220,803)	4,530 (283,275)	5,740 (264,674)	4,830 (263,396)	4,785 (258,401)	5,377 (253,408)	5,032 (262,614)
一般寄附金額＋ 特増寄附金額	2,319	2,918	3,339	4,419	4,226	3,504	4,777	4,052	3,950	4,062	3,699
損金算入額	1,685	2,017	2,498	3,165	2,529	2,207	2,949	1,881	2,108	1,705	2,059
損金不算入額	634	901	841	1,254	1,697	1,297	1,828	2,171	1,842	2,357	1,640
指定寄附金等の金額	531	641	884	1,215	1,010	1,026	963	778	835	1,315	1,333

(出所) 国税庁「会社標本調査結果報告」(対象:各年2月1日から1月31日までの間に終了した事業年度)

(注) 指定寄附金等には、国・地方公共団体に対する寄附金を含む。

寄附金の損金算入限度枠の平均利用率



(出所) 社団法人日本経済団体連合会「社会貢献活動実績調査結果」

(備考) 調査対象: 日本経済団体連合会会員企業、1%クラブ法人会員の合計1,403社(回収数(率)447社 (31.9%)) 調査時期: 平成18年8月～10月 (平成17年度)

(注) 1. 一般寄附金の損金算入限度枠: (資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%) × 1/2

特増寄附金の損金算入限度枠: 一般寄附金とは別枠で、(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%) × 1/2

2. 特増寄附金とは、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金のことをいい、一般寄附金とは、国・地方公共団体に対する寄附金、指定寄附金及び特増寄附金以外の寄附金をいう。

社会貢献活動の捉え方

(単位: %)

	平成5年度	平成11年度	平成17年度
社会的責任の一環として	85.9	84.3	86.1
地域社会への貢献	-	-	75.2
経営理念の具現化の一方策	-	-	36.9
社会とのコミュニケーション	27.1	21.9	30.9
コーポレートブランド向上の一方策	38.9	35.5	13.2
利益の一部の社会還元	36.6	47.2	12.5
社会への投資	-	-	5.1
会社の社会的感度を高める一方策	-	-	4.3
社風の形成を促すための一方策	24.6	21.0	2.7
会社の競争力向上の一方策	-	-	1.1
新規事業開発の種	2.6	1.9	1.1
優秀な人材確保・維持の一方策	0.8	0.3	0.9
リスクマネジメントの一方策	1.3	0.6	0.4
その他	3.1	2.8	1.3

(出所) 社団法人日本経済団体連合会「社会貢献活動実績調査結果」

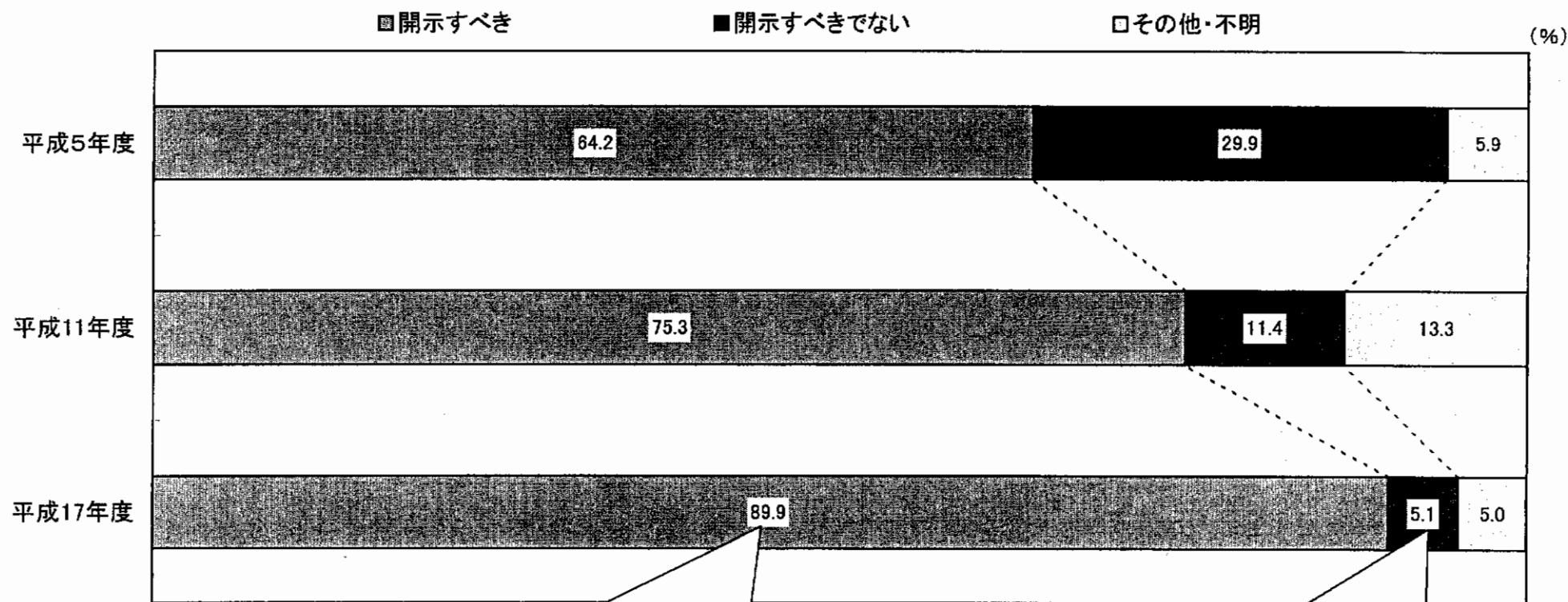
(備考) 調査対象: 日本経済団体連合会会員企業、1%クラブ法人会員の合計1,403社(回収数(率)447社 (31.9%)) 調査時期: 平成18年8月～10月 (平成17年度)

(注) 1. 平成17年度は3つ以内で回答、その他の年度は複数回答。「-」はその年度において、項目として挙げられていないことを示す。

2. 本調査における社会貢献活動とは、「各企業の本業以外の分野において、社会の役に立つこと、異文化の相互理解、国際社会への貢献を目的とする活動ならびに企業が社員・役員と協力しつつ行う活動で、自社の利益に直接つながらないもの。」をいい、具体的な活動例として、次のようなものが挙げられている。

- ・経済界募金等への協力をはじめとする寄付(金銭・現物)
- ・自社が保有する体育館・グラウンド等の施設開放
- ・自社が実施する社会貢献事業(自主プログラム)
- ・自主プログラム等の社会貢献活動への社員参加 等

企業の社会貢献活動の開示



「開示すべき」とする理由は？（複数回答）

企業としての責任を明示する	70.9%
ステークホルダーの理解と共感を得る	50.1%
情報開示を通じてコーポレートブランドを向上する	32.2%
外部の意見により改善を図れる	9.2%
その他	1.1%

「開示すべきでない」とする理由は？（複数回答）

広告宣伝活動と誤解される	4.0%
寄附先の主体性を損なう恐れがある	1.6%
陰徳を積むという考えで行うべき	1.3%
寄附依頼が殺到するおそれがある	1.1%
その他	0.2%

（出所）社団法人日本経済団体連合会「社会貢献活動実績調査結果」

（備考）調査対象：日本経済団体連合会会員企業、1%クラブ法人会員の合計1,403社（回収数（率）447社（31.9%）） 調査時期：平成18年8月～10月（平成17年度）

（注）本調査における社会貢献活動とは、「各企業の本業以外の分野において、社会の役に立つこと、異文化の相互理解、国際社会への貢献を目的とする活動ならびに企業が社員・役員と協力しつつ行う活動で、自社の利益に直接つながらないもの。」をいい、具体的な活動例として、次のようなものが挙げられている。

- ・経済界募金等への協力をはじめとする寄付（金銭・現物）
- ・自社が保有する体育館・グラウンド等の施設開放
- ・自社が実施する社会貢献事業（自主プログラム）
- ・自主プログラム等の社会貢献活動への社員参加 等